

市谷議員要望項目一覧

令和7年度6月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
《物価高から暮らしを守る緊急提案》 ①物価高から暮らしと中小業者の経営を守るため、消費税を緊急に5%に減税し、インボイス制度も廃止するよう国に求めること。直近の鳥取市消費者物価指数（令和7年3月）は、前年同月比4.1か月連続プラスとなり、物価高が続いている。消費税は低所得の人ほど負担が重く、応能負担の税の原則に反し、本来廃止すべきである。同時に、現状の物価高のもと、消費税5%への緊急減税は、物価を下げる特効薬となり、減税効果は1世帯12万円と試算でき、食料品非課税の1世帯6万円程度より減税効果が大きく、消費税免税業者にも消費税を払わせるインボイス制度も必要なくなる。消費税5%減税への財源は、年間11.1兆円にのぼる大企業優遇減税の撤廃や、所得が1億円を超えると税負担率が減る富裕層・大株主への優遇減税のいわゆる「1億円の壁」の突破や、所得税最高税率引き上げ、提供義務のない軍事費の米軍思いやり予算の削減等につくれる。	少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心して、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえ、社会保障費の安定財源の確保は喫緊の課題であり、消費税率引下げ及びインボイス制度の廃止を国に求めることは考えていない。
②県関係、県立病院、県営住宅等の手数料や料金の引き下げ、固定資産税の減免、中小企業の家賃や光熱費など固定費支援、高齢者のバスやJR運賃の割引支援をすること。	県立病院等の手数料については、受益と負担の公平性の観点から、所要経費を手数料として設定しているものであり、所要経費と手数料の額に一定額以上の解離が生じた場合に必要の見直しを行うこととしている。また、県営住宅の家賃については、公営住宅法施行令で算出方法が定められており、物価高騰を理由として県が引き下げることはいできない。 市町村の基幹税目である固定資産税の減免については、税収の喪失による住民サービスの低下等が懸念されるため適当ではないと考える。 中小企業の固定費支援については、特別高圧電力料金等に対する支援を6月補正予算案において検討している。 公共交通は県民生活や地域経済を支える重要なインフラであるため、燃料・原材料等の高騰を理由とした支援を、バス、タクシー、第三セクター鉄道事業者に対して実施しているが、物価高騰を理由に高齢者に限って、バス、JR運賃の割引支援を行うことは考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
③全国一律最賃1500円の早期実現、1700円を目指し、その実現のため中小企業への賃上げ直接支援をするよう国に求めること。これによって、月額手取り20万円が可能となる。また、鳥取県としても、岩手、徳島、群馬、奈良へと広がった賃上げ直接支援に乗り出すこと。直近の鳥取県の毎月勤労統計（令和7年2月）によると、規模5人以上の事業所では、実質賃金指数が79.6で前年比0.5%減（30人以上では76.0で前年比5.0%減）となり、物価高に賃金が追いついていない。大企業の労働分配率が30年間で60%から45%程度に下がり、内部留保金が539兆円まで積みあがっている。アベノミクス以降に増えた内部留保金200兆円に毎年2%で5年間の時限的な課税で10兆円の財源ができ、最賃1500円実現に向けた中小企業への賃上げ直接支援が可能となる。	最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項である。石破首相は2020年代に最低賃金の全国加重平均1,500円への引き上げを表明しており、今後の国の動向を注視していく。 なお、賃上げは生産性向上を通じて企業の経営力を高めるための取組と両輪で進めるべきものであり、県では令和7年1月に拡充した「持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金」や令和7年4月に創設した「中小事業者賃上げ応援資金」により、賃上げに取り組む県内中小企業者を継続的に支援しており、直接支援のような一時的な対策の実施は考えていない。
④年金支給額を引き上げるため、物価や賃金上昇より低く抑える「マクロ経済スライド制度」の廃止を求めること。290兆円（給付5年分）に積みあがった年金積立金の活用、高額所得者への応分の保険料負担、現役労働者の賃上げと処遇改善による保険料収入増等で財源は作れる。	年金制度は、国において社会保障制度の中で検討すべき事項であり、県としてはその検討状況を注視していくこととし、国への要望は考えていない。
⑤日本病院会など6病院団体の調べでは6割の病院が赤字となり、医療従事者の賃金が下がり、大量離職する事態も生じている。医療崩壊を防ぐため、診療報酬の基本部分の抜本的な引き上げを国に求めること。また、県独自に当初予算で医療機関に対する物価高対策が実施されたが、引き続き医療機関の意見や実態を踏まえ、物価高や賃上げに対する支援を行うこと。	診療報酬については全国的な課題であることから、全国知事会を通じて国への要望を行ったところである。また、昨年6月の診療報酬改定後も物価高騰が継続していることから、令和7年度当初予算でも医療機関等の物価高騰対策応援金を措置したところであるが、引き続き、物価高対策について国に要望していく。 【令和7年度当初予算】 ・医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業（医療機関等物価高騰対策支援事業） 470,000千円
⑥昨年度、国が訪問介護の基本報酬を2～3%削減し、ヘルパー不足や事業所の閉鎖が進み、鳥取県内では、訪問介護事業所が日吉津村はゼロ、岩美、若桜、智頭、三朝、南部、日南、日野、江府は1つしかない。削減した訪問介護の報酬を復活するよう国に求めること。介護事業所の事業が継続できるよう、介護保険の国庫負担割合を10%引き上げ、公費助成による介護・福祉職員の賃上げを行うよう国に求めること。また、県の訪問介護事業所支援は、赤字の事業所への支援だけでなく、人件費や交通費などへの支援も実施すること。	訪問介護の介護報酬の減額により特に影響を受ける中山間地について、県では令和6年度に本県独自の取組として中山間訪問介護サービス緊急支援事業の拡充などサービス確保のための施策を充実したところであるが、必要な対策が取られるよう国にも要望している。 介護保険の公費負担割合については、同制度が、国民の共同連帯の理念に基づき創設された社会保険制度である以上、適切な役割分担の下、各市町村が給付と負担のバランスを考慮して運営するのが基本であり、国に対して国庫負担率を求める考えはない。 本県独自に実施している中山間地域の訪問介護事業所への支援については、令和6年度に支援内容を拡充したところであり、更なる拡充は考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
⑦保育士不足が続く、半分は非正規の臨職や会計年度任用職員、子育て支援員によって現場が支えられているが、処遇も悪く、保育士がどんどん減少している。県として保育士の賃上げを支援し、4・5歳児の配置基準は20：1に改善すること。	保育士不足や保育士の処遇改善に係る対応については、全国的な課題であり、引き続き国に要望していく。 また、1歳児の配置基準について、令和7年度から5：1の加算制度による見直しを図られたところだが、4・5歳児を含め配置基準の更なる改善が図られるよう、今後も継続して国へ要望していく。
《トランプ関税問題への対応》 ①一方的な追加関税は、日米貿易協定やWTO協定等の国際ルールにも反するものであり、毅然と撤回を求め、交渉に持ち込まれて譲歩することがないよう石破総理、赤澤経済再生担当大臣に求めること。	米国の自動車等の追加関税や相互関税等を踏まえて、全国知事会を通じて、国に関税措置の見直しを粘り強く求めていくことを緊急要望したところである。
②トランプ関税によって、自動車関連産業に限らず、幅広い業種でマイナスの影響がでるとみられているが、もともとコロナ禍から続く物価高で、経営や賃上げ、雇用維持が難しくなっているところに、今回のトランプ関税による悪影響で、県内中小企業が淘汰されかねない。県の相談窓口設置や資金の発動は良かったが、加えて、固定費直接支援や、雇用維持に対する支援も行うこと。	地域経済変動対策資金（アメリカ関税特別枠）の取扱期間の延長や、追加関税が発動されている自動車関連部品の製造事業者等の新事業展開やコスト削減等の取組を促進するための補助、資金繰り支援等を6月補正予算案において検討しており、固定費直接支援は考えていない。 また、雇用維持については国が必要に応じて雇用調整助成金等の適用要件の緩和措置を検討することが示されており、当面は国の動きを注視する。 【6月補正】 ・米国関税対策のための緊急融資事業 35,169千円（融資枠：60億円） ・米国高関税業種対策緊急支援事業 100,000千円 ・米国高関税政策下における海外販路・サプライチェーン再構築等緊急対策事業 45,000千円

要望項目	左に対する対応方針等
③米国の自動車産業の利益を守るために、米国のコメ、トウモロコシ、大豆などの食料の輸入拡大が交渉対象となっていると報じられているが、食料自給率向上や食料安全保障のためにも、交渉対象にすべきでなく、絶対に譲歩すべきでない」と国に強く要望すること。むしろ国内生産や価格安定に政治が役割を果たすべきである。そのためにも、①コメ不足の実態・状況を把握し関係者の声を聴くこと。②政府備蓄米は、生産者団体や流通・小売業界と協力し、店頭に十分なコメが回るようにし、販売価格が下がるように調整すること。また、再生産可能な価格で備蓄米の買い上げ量を増やすこと。③生産費と販売価格との差額補填やコメ所得補償制度の復活で、規模の大小に関わらず生産拡大に向かう意欲がでるようにする。④価格高騰によりコメの小売り業者の仕入れ資金が不足している。借り入れ条件の優遇、別枠融資、利率の軽減等緊急対策を講じること。⑤フードバンク・子ども食堂への備蓄米の支給制度は、直ちに支給できるように、県・市町村に相談窓口を設置すること。⑥学校給食が貧しくならないようにコメや食材への価格補填をすること。	トランプ関税政策をめぐる日米交渉において、令和7年5月12日の衆院予算委員会で政府は「自動車のために米、農業を犠牲にする考えは持っていない」と強調していることから、引き続きＪＡグループと連携を図りながら、今後の動向を注視していく。 ①国や主要な買受事業者である全農は、定期的に備蓄米の販売等の状況を公表している。 ②備蓄米の流通等については、国が関係事業者へ働きかけ、今後流通を加速させるとしており、備蓄米の買い戻し条件の見直しも検討されている。 ③米に対する所得補償制度は、需給環境の改善や米価の安定には直接繋がらず、国に要望することは考えていない。 ④為替相場の急激な変動の影響により、売上高等が５パーセント以上減少した事業者に対しては、市町村と協調して、３年間最大無利子となる地域経済変動対策資金（為替相場急変対策枠）を発動し、利率の軽減を図っているほか、各種の制度融資資金において事業者の運転資金の資金繰りを支援している。 ⑤県内の子ども食堂へのお米等食材の寄附の取りまとめ、提供は「とっとり子どもの居場所ネットワーク えんたく」（以下「えんたく」という。）が行っており、備蓄米については、令和7年２月から「えんたく」が直接中四国農政局から提供を受け、必要な子ども食堂に配布できるように改善されており、県・市町村への相談窓口の設置は必要ないと考えている。 ⑥学校給食については、学校設置者である市町村の判断に委ねるべきものであると考えるため、県による米や食材の価格補填は考えていない。
《医療・福祉》 ①精神疾患・障害は医療が必須であり、県特別医療費助成の対象に、精神保健手帳保持者すべてを含め、安心して病院にかかれるようにすること。	精神疾患の治療については、自立支援医療制度（精神通院医療）により、手帳の等級に関わらず通院者に対する医療費軽減を行っているところである。また、各市町村が１級以外の精神障害者保健福祉手帳所持者に対する医療費助成を独自に行っている。引き続き、市町村の意見を聞きながら、制度の在り方について検討していく。
②無料低額診療事業は、中部地区が実施空白であり、厚生病院で実施すること。また事業対象外の院外薬局での薬代について、県で支援すること。	無料低額診療事業は、戦後の公的医療保険制度が未整備の昭和２６年当時に導入され、その後、国民皆保険制度の成立など公的医療保険制度が整備され、生活保護制度等による医療費減免制度など医療費の経済的な負担軽減制度もある。 この背景を踏まえ、無料低額診療制度は国が医療保険制度の中で検討すべき事項であると考えており、厚生病院での実施及び県独自の薬代助成については考えていない。
③加齢性難聴者への補聴器助成を、県としても実施すること。	加齢性難聴者に対する補聴器使用の有効性については現在、国立長寿医療センターで検討が続けられており、その迅速な検討とともに、有効性が示されたときは、国において補聴器購入費に係る支援制度を創設するよう国へ要望しており、県で独自の補助を行うことは考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
④障がい者就労支援事業所での定着・工賃アップのため、県が文化活動を支援しているが、ハードルが高い。日頃のレクリエーションや食事会、遠足等だけでも支援の対象とすること。	「新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金」では、就労継続支援B型事業所利用者の満足度の向上を図ることで工賃水準の向上にも繋げることを目的に、少なくとも月に1回以上継続して活動するスポーツや芸術などの文化活動に係る経費を補助の対象としている。これは、継続的に行う文化活動が、利用者の主体性や自己肯定感の醸成に特に効果があるとされているためであり、継続的でない活動や余暇活動を補助対象経費とする考えはない。なお、補助対象経費となる文化活動と一体的に行う「日頃のレクリエーションや食事会、遠足等」は、現在でも補助対象経費に含めることができる。
《教育・子育て》 ①令和3年8月の児相が措置した児童の児童養護施設での自死事案は、二次検証結果がまとまり次第、こうした重大事案が発生し、更に公表が遅れたこと、十分な検証がされてこなかったことについて、当初からこの事案を把握していた知事として、自ら説明し、謝罪をすること。	令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案については、社会福祉審議会において再度の検証が必要であると提言されたことを踏まえ二次検証委員会を立ち上げ、現在、同委員会において、当初の検証報告書の内容、県の当該事案に対する対応等に関する議論や関係者からのヒアリングが実施されているところである。 今後、二次検証委員会において作成される検証報告書の内容等を踏まえ、県として適切な対応を行っていく。
②平成30年12月28日に発生した皆成学園でのてんかんによる溺死事故は、今年3月によりやく検証報告書がまとめられたが、知事には、事故当日は木本子育て局長から報告が入り、また翌日と翌年1月18日には子ども発達支援課長からメール報告されているが、そこに書かれていた2月末メドの検討会は、第三者がおらず、会議録には検証内容や再発防止策の記載がないとされている。また、当時この事故報告をうけた際、知事がどのような指示を出したのか記録がない。どのように対応されたのか、知事は検討結果を確認したのか、県立施設で児童が死亡しているにもかかわらず、当時の知事の対応があまりにも不十分だったと考える。当時の知事自身の認識と対応について自ら明らかにし、マスコミ記者から聞かれてではなく、自ら正式に謝罪をすること。	平成30年12月に発生した皆成学園死亡事案については、児童福祉審議会支援検証部会における検証結果がまとまり、事故の検証や公表のあり方、補償を含む保護者対応、本事案の情報共有等の対応に問題があったことが指摘されたところである。 今後、県として、保護者の方に誠意をもって対応していくとともに、本支援検証部会で提言された再発防止策を着実に実行し、入所児童が安全・安心に生活できる環境整備に取り組んでいく。 【6月補正】 ・県立児童入所・通所施設等における安全性向上促進事業 25,000千円
③来年度からの小学校給食無償化の実施を自民・公明・維新の会で合意しているが、もともと2年前の統一地方選挙の際に自民党は学校給食無償化を公約し、令和5年6月政府のこども未来戦略方針にも学校給食無償化に向かうことが明記されており、あまりに実施が遅い。物価高騰が続く中、「給食費の値上げ」か「メニューを減らす」かの究極の選択が現場では迫られており、それでは食育が全うできない。来年度を待つことなく、県として独自に今年度から学校給食無償化に踏み出すこと。	学校給食費においては、県内の多くの市町村で保護者の負担軽減を図るため、独自に予算措置を行うなど、各市町村において給食の質が低下しないよう工夫を凝らしながら取り組まれているところであり、県が時限的に市町村へ給食費補助を行うことは適切ではないと考えている。 また、国においては小学校の学校給食費無償化の実現に向けて制度化を検討しているところであるが、中学校も含めた全国一律の学校給食費無償化の実現に向けて、早期に具体的な制度概要を示すとともに、地方自治体の財政力により格差が生じることがないように国の責任で必要な財源措置を行うよう国に要望していく。

要望項目	左に対する対応方針等
④令和８年度から国が私立高校授業料を完全無償化することで、これまで県が私立高校に独自に行ってきた授業料支援約８８００万円が浮くことになる。それを財源に活用するなどして、県立高校の教科書代やタブレット代の無償化を検討すること。	県として補助制度を作ることは考えていないが、高校生の端末購入にかかる支援の充実を令和６年７月に国に対して要望しており、令和７年度も継続して要望を行う予定である。 また、経済的な理由により高等学校等への進学を断念することがないよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金制度を設けている。
⑤令和８年度から国が中学校の３５人以下学級を実施することを活かし、鳥取県では小学校に続けて中学校でも３０人以下学級とすること。	中学校の更なる少人数学級化については、市町村の意見を十分に聞きながら検討していく。
《ジェンダー平等》 ①選択的夫婦別姓は、５月の共同通信の世論調査でも賛成が７１％と、反対の２７％を大きく上回り、経団連も早期実現を求める提言を政府に提出するなど、早期実現が求められている。ジェンダー平等を掲げ、その先陣を切っている鳥取県として、国に力強く早期実現を求めること。	選択的夫婦別氏制度については、国の第５次男女共同参画基本計画において、「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断を踏まえ、更なる検討を進める」とされている。本県としては、国民的な議論を踏まえ国において早急に結論を導くべきものと認識しており、引き続き動向について注視していきたい。
②家族従事者の正当な働き分を認めない、封建的な家制度の名残である、所得税法第５６条の廃止を国に求めること。	家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱い、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えており、引き続き政府・与党税制調査会等の動向を注視していくこととしている。
③物価高騰で「生理の貧困」は、生理用品を必要とする全ての人に襲いかかっている。学校や公的機関のトイレに、生理用品を配置すること。	「生理の貧困」対策については、国において地域女性活躍推進交付金として予算措置されているところであり、県としては、市町村における当該交付金活用への後押しや各市町村での措置状況についての情報共有を引き続き行っていく。
《エネルギー・ゴミ問題》 ①島根原発２号機は再稼働したが、原発の危険性がなくなったわけではない。危険な原発の低減に向け、２号機の稼働停止、３号機の稼働中止を求めること。	島根原発２号機の運転状況について、本県等職員に加え、原子力安全顧問の専門的な視点も交えて厳しく監視している。 また、同３号機の新規制基準適合性審査の状況についても、原子力安全顧問等により確認している。
②秋田市の風力発電の風車のブレードが落下し、近くで倒れていた８１歳の男性の死亡との因果関係は現在調査中だが、ショッキングなできごとであった。県内の風車について点検し、管理の在り方、ブレード落下時の被害防止策の提出を設置者に求めること。また、現在、環境アセス手続き中の「鳥取市」、「鳥取市青谷」、「鳥取西部」の各風力発電計画についても、事故対応がどのように検討されているかチェックすること。	県内に風力発電施設を設置している事業者に対しては、従前から安全確保の徹底を求めているが、この度の秋田市の事案を受けて緊急点検の実施と報告を要請し、事業者から異常ない旨の報告を受けた。 なお、風力発電設備の保守点検や安全対策及び事故時の対応については、環境影響評価制度の対象ではなく、電気事業法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に定められており、国において適切に対応されるべきであると考えている。

要望項目	左に対する対応方針等
③知事は淀江産廃処分場の建設を許可したが、地下水汚染への地元住民の不安がなくなったわけではない。まず、工事着工前の水質のモニタリング調査は、P F A S 調査を実施すること。	令和7年3月開催の「鳥取県淀江産業廃棄物最終処分場安全監視顧問会議」において安全監視顧問から「P F A S は現時点では基準にないため、淀江産業廃棄物管理型最終処分場の監視・指導計画に含めず、今後の動向を見ながら対応することにより。」と意見をいただいたところであり、現時点での調査実施は考えていない。 引き続き、国の基準化の動向を注視していく。
《政治とカネ》 ①石破総理が代表を務める自民党県連から党支部への「支出不記載」が、2020年分約56万円、21年分が約60万円、22年分が約128万円あることが報道され、神戸学院大学の上脇博之教授が政治資金規正法違反容疑で刑事告発している。また、石破派の水月会セミナー（政治資金パーティ）について、2021年までの6年間で「健康保険政治連盟」がパーティ券274万円を購入しているが、水月会の政治資金収支報告書には134万円分しか記載がなく、140万円が収入不記載になっている（しんぶん赤旗編集部調べ）。そして5月7日文春オンラインが、石破総理に3000万円超の収支報告書不記載があると証言をもとに報じた。こうした問題を生じさせないためにも、「企業・団体献金」の全面禁止に踏み出すよう政府に求めること。	昨今の政治資金パーティ収入に係る政治資金収支報告書への不記載の問題については、国において議論されるべき事項である。 また、企業等による政治活動に関する寄附のあり方についても、政治活動の自由と密接に関連する重要な問題であり、国において議論されるべき事項である。
②共同通信が、県知事20人の政治団体が2021年～2023年に受けた個人献金で、住所表記が実態と異なる例が610件（総額3629万1千円分）見つかり、寄付者の企業が県発注工事を落札したり、県と随意契約を結んでいる例もあったとし、事実上の企業献金を疑われかねない寄付を得ていたことになると報じている。平井知事の場合はどうなのか、明らかにすること。	政治資金収支報告書については、政治資金規正法第20条第4項の規定に基づき、すべて鳥取県選挙管理委員会のホームページにて公表している。
《平和》 ①県が鳥取県原爆被害者の会と共同して、被爆80年にふさわしい取り組みを実施すること。	戦後80年平和祈念事業において、鳥取県原爆被害者の会と連携し、原爆関連の取組を検討している。 【令和7年度当初予算】 ・戦後80年平和祈念事業 2,090千円

要望項目	左に対する対応方針等
②美保基地における令和6年度下半期の部品落下について報告があったが、C2輸送機では、ファン・インペラーの一部（長さ約16ミリ・幅約14ミリ・重さ約3.5g）やスクリュウ（長さ約15ミリ、東部直径約9ミリ、重さ約1.3g）、ワッシャー（高さ約2ミリ、直径約16ミリ、重さ1グラム未満）、KC46Aでは、リベット（長さ約16ミリ、頭部直径約6ミリ・重さ1グラム未満）が落下し、何度、美保基地に機体の点検確認の徹底や安全運航を求めても部品落下が止まらない。KC46Aは事故を起こしたモニターの不具合も改善されていない。KC46Aの追加配備と運用、C2輸送機の運用は中止すること。	美保基地所属の航空機について、部品落下の報告等の都度、厳重に抗議した上で、機体の点検確認の徹底や安全運航等による再発防止の申入れを行っている。 また、美保基地等に配備されている航空機の安全対策に万全を期すよう継続して国に要請していく。
③毎年7月1日には、自衛隊から15歳、18歳、22歳に募集案内が郵送されてくるが、本人了解なく住民基本台帳の名簿を提供しないよう、防衛省や市町村に求めること。	自衛官の募集事務は、自衛隊法に基づく都道府県知事及び市町村の法定受託事務であり、募集対象者の名簿提供は市町村の判断で行われており、自衛隊鳥取地方協力本部においても、必要最低限の範囲で募集対象者情報の提供依頼を行っている。 引き続き、法令に基づき市町村等と連携して自衛官募集事務の目的を適正に達成できるよう事務を行っていく。
④米軍機等の低空飛行訓練が今も繰り返されており、前回のような5日間ではなく、1年程度の騒音測定を実施するよう防衛局に求めること。	米軍機の低空飛行訓練については、住民からの苦情の多い地域においては国の責任において騒音測定器等を設置し、実態を把握するよう継続して国に要望している。
《大阪・関西万博》 ○県内の学校が大阪・関西万博への修学旅行を計画しているが、メタンガスは出続け、開幕前テストランでも、引火すれば爆発するレベルのメタンガスが検出され、消防が駆け付けた。また、若干改善はされたが、ネットで万博IDを登録する際に、パビリオン等に関わった第三者に個人情報提供される可能性も示されており、危険である。修学旅行となれば、行きたくなくてもなかなか拒否できない。先に述べたような現時点で分かっている危険性について学校や保護者に伝え、今からでも万博修学旅行を止めるよう手立てをとること。	大阪・関西万博は世界の英知を集めた先端技術や世界各国の文化や歴史を体験しようと、連日世界中から多くの人たちが訪れ賑わいを見せており、概ね順調に運営が行われている。 本県からも既に多くの子どもたちが修学旅行で万博を訪れているが、各学校において安心・安全を最優先に適切な判断のもと実施されているところであり、修学旅行の実施を妨げるような情報提供を行うことは考えていない。